

予 防 接 種 保 護 者 同 意 書

— 高校生以上の未成年で接種当日に保護者が同伴しない場合 —

保護者の方へ

- ・ 未成年の予防接種の実施にあたっては、原則、保護者の同伴が必要です。
ただし、当院では高校生以上の未成年（15 歳以上～18 歳以下の方）については、保護者の同意があれば保護者の方が同伴しなくても予防接種することができます。
- ・ 中学生以下の未成年は単独接種できません。
- ・ 同意にあたっては、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>）等及び次ページの記載事項を読み、予防接種の効果や副反応等を十分理解した上で、接種することを決めてください。
- ・ 予防接種当日には、インフルエンザワクチンの予診票に体温以外のすべての項目を記入し、母子手帳と一緒に持ちください。
- ・ 保護者が接種当日同伴する場合、本同意書は必要ありません。
- ・ 接種の際、医師の質問に十分答えられない場合は保護者の方の同伴が必要です。
- ・ 母子手帳を必ずお持ちください。

同 意 書

1. 予防接種を受けるに当たって、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで、子どもに接種させることに同意します。また、予診票の質問事項の回答は、子どもの当日の状態と相違ありません。
2. 本同意書は「インフルエンザ予防接種について」は、保護者の方の理解を深める目的のために作成されたことを理解の上、本様式が北小金こじま耳鼻咽喉科に提出されることに同意します。

お子様氏名 _____

保護者氏名（必ず自署） _____（続柄： _____）

住 所 _____

緊急の連絡先※ 接種当日保護者に連絡が取れる番号

_____（ _____ ） _____（自宅・職場・携帯）

記入日 年 月 日

接種させることを判断する際に疑問等があれば、あらかじめ、接種医療機関やお住いの保健所に確認して、十分納得したうえで接種させることを決めてからにしてください。

《同意書に署名される前にお読みください》

- ・接種を受けさせるお子様に対しても、保護者の責任のもと、お子様本人が納得したうえで予防接種を受けさせてください。
- ・本同意書に保護者が署名し、当日は予診票とともに、必ずお子様に持参させてください。もし、本同意書の内容が理解できない場合や、接種を受けさせたいお子様が納得していない場合には、必ず保護者が同伴するようにしてください。
- ・保護者が接種を受けさせると判断していた場合にも、お子様がその場で拒否した場合や、医師が接種の適応がないと判断した場合には、実施されないことがありますので、ご了承ください。

接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子さんの健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等と相談の上、接種するか否かを決めてください。また、お子さんが以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます。）がある場合、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ② インフルエンザ予防接種の成分によって、過去にアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ③ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び、免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ④ その他医師が不適当な状態と判断した場合

予防接種を受ける前に医師との相談が必要な場合

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患がある場合。
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状を起こしたことがある場合。
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある場合。
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことがある、もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合。
- ⑤ インフルエンザ予防接種の成分に対してアレルギーをおこすおそれがある場合。
- ⑥ 妊娠中、又は妊娠の可能性がある場合。

予防接種を受けた後の注意

- ① 接種後30分間は、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。（接種後15分間は院内にて待機していただきます。）
- ② 接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ④ 激しい運動はさけましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合には、速やかに医師の診察を受けましょう。

予防接種による健康被害救済制度について

インフルエンザワクチンの接種により、健康被害（入院が必要な程度の疾病や障害など）が生じた場合については、健康被害を受けた人または家族が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づいて、救済手続きを行う制度があります。